

社会福祉法人飛騨慈光会役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人飛騨慈光会（以下「本法人」という。）の、定款第9条及び第23条、評議員選任・解任委員会運営細則並びに福祉サービス苦情解決実施要綱の規定に基づき、役員等の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員並びに苦情解決第三者委員をいう。

(役員等の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会又は評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 理事及び監事、評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 苦情解決第三者委員が理事会又は評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(役員等の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会又は評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 苦情解決第三者委員が会議や関係者からの意見聴取等の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 報酬の額は第4条に準ずる。
- 3 旅費の額等は飛騨慈光会旅費規程を準用する。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第7条 この規程の改正は、飛騨慈光会評議員会の決議により行う。

別表1 役員等の出席報酬等

	報酬(日額)	実費弁償費
理事会出席報酬等	7,700円	実費
評議員会出席報酬等	7,700円	実費
評議員選任・解任委員会出席報酬等	7,700円	実費

別表2 役員等の勤務報酬等

	報酬(日額)	実費弁償費
理事長勤務報酬等	9,100円	実費
理事・監事勤務報酬等	7,700円	実費
監事監査業務報酬等	9,100円	実費
苦情解決第三者委員業務報酬等	7,700円	実費

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。